

◎遊泳者等保護水域におけるプレジャーボートの危険操縦等の禁止等に関する法律案新旧対照表
 ○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第 号）（抄）（附則第三項関係）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（自動車の保管場所の確保等に関する法律等の一部改正） 第三百三条 次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 一〇十二 〔略〕 十三 遊泳者等保護水域におけるプレジャーボートの危険操縦等の禁止等に関する法律（令和四年法律第 号）第七条及び第八條</p>	<p>（自動車の保管場所の確保等に関する法律等の一部改正） 第三百三条 次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 一〇十二 〔略〕 〔新設〕</p>